

社会福祉法人若葉会役員報酬規程

- 第1条 この規定は、社会福祉法人若葉会の評議員・理事・監事としての報酬規程である。
- 第2条 この報酬とは、評議員・理事・監事の業務に関する報酬である。
- 2 報酬額については別表1の額とする。
 - 3 理事長の報酬については前項に加え、その勤務時間数に応じて別表2のとおりとする。
 - 4 この規定における年間の役員報酬（交通費及び日当を含む）の総額は400万円以内とする。
- 第3条 常勤職員が役員を兼ねている場合は、役員報酬は支給しない。
- 第4条 非常勤職員が役員の場合は、各施設の業務についている場合その業務について各施設からの報酬は別途支給する。
- 第5条 評議員会・理事会・監事会開催時には、交通費並びに日当を支給する。
- 2 その額は、別表3の額とする。
- 第6条 この規定に定めのないものに関しては、理事長の専決事項とし、後に開催される評議員会・理事会において承認を得ることとする。
- 附則 この規定は平成29年度に行われる最初の評議員会・理事会において承認を受け、平成29年4月1日に遡って適用する。
- 2 平成30年4月1日 一部改訂

別表 1

役職	常勤・非常勤	月額	支給日		合計額
評議員	非常勤	15,000	6月末・3月末	年2回	240,000
理事	非常勤	20,000	6・9・12・3月末	年4回	240,000
	常勤	0			0
監事	常勤	20,000	6・9・12・3月末	年4回	240,000
理事長	非常勤	60,000	月末	毎月	720,000

(単位・円)

別表 2

月の勤務時間数	月 額
50 時間未満	150,000 円
50 時間以上 75 時間未満	200,000 円
75 時間以上 100 時間未満	250,000 円
100 時間以上	300,000 円

別表 3

役職	常勤・非常勤	交通費	日当/1回	支給日
評議員	非常勤	15 円/キ _□	4,000 円	月末
理事	非常勤	15 円/キ _□	4,000 円	月末
	常勤	なし	4,000 円	月末
監事	常勤	15 円/キ _□	4,000 円	月末
理事長	非常勤	なし	なし	